義人對話

一

54

内閣文庫
和書 類
三三九四一 號
五 冊
一五八 函
六 架

内閣文庫
番號	和	33941
册數		5(1)
函號	158	54

158-54

赤城義臣對話巻之壱

一 浅野内匠頭殿家来拾七人御預ヶ被成右之案内ニ付
之御家来之義ハ岩継ニ而後日郎中林兵助
村井源兵衛諸様三人ニ御預ヶ置候所南部ニ相
拾七人之面々心安く被申ハ家来ハ咄之節ニも無遠慮ニ被
吉田忠左衛門杉之見へ申し右門各共ニ又此人ハ殊も
申候所存被成度儀ニ付其外御尋之節ハ思召ニ念入候一件
一 ムサと咄さぬ様にとの事には

一 元禄十五年十二月十五日明六時過 堀内伝右衛門(?)
御城江被罷出候処 細川越中守殿家来共四拾七人御届
家来共之内 侍中を召連二罷越候段 御城坊主
仙石伯耆守殿江上ノ御屋敷へ罷越候 家来之内相尋候て
町屋敷之上野殿屋敷へ罷越候ニ付 実否之義承候て
其上御門前ニ小屋ニ而取合候之仕合ニ而一銭(?)
十五日之未之刻 上野屋敷へ罷越候事
一 三宅藤兵衛 鵜田軍之助 平野九郎右衛門 横山久右衛門
増門平八 白須平左衛門 右之者共 書付上下 着候
家来拾人ハ羽織着候 芝屋敷ゟ参候者ハ着候
紛其外之者ハ羽織着付不申候
三宅藤兵衛 鵜田軍之助 飛鳥九右衛門 横山久右衛門
増門平八 白須平左衛門 栗田早三郎 牧七郎右衛門
徳佐九左衛門 野田小三郎 赤穂源次郎 冨鳥伊右衛門
増田伝兵衛 林右助 村井源之進 池永覚左衛門
沢広右衛門 増田弥兵衛 竹田軍左衛門 松塚源兵衛
氏家平吉 本川牧之丞 東庄九助 吉田保右衛門
塚本孝右衛門 湊之介八 石川源右衛門 田中早之助

池田筑後守　岡部和泉守　桜井伊賀守　宇津伊勢守
御目付 下村肥後　御勘定 市田良次　勝部備後守　御目付 本村信濃守
御目付 関伊勢守　上之間 形部右京亮
右之外ニも当ニ候ハハ差戸ニ而住相参り候之方一ニ
差戸可申事

一 足軽百人余、合而十七挺外ニ用筒廿五挺、都合人数
七百人程余ニ而御座候

一 清水御門迄ニ伯耆守御屋敷ゟ御歩行廿五(?)御屋敷
若党衆ゟ若党御屋敷迄出合申候而泉岳寺へ参り候

当ニ組頭を差添、仙石伯耆守組御屋敷ゟ清水御門迄ニ
為致候御屋敷並宿所ハ兼而ハ此方様ゟ御人数ハ宿所
細川和泉守組御屋敷ニ兼而ハ御門内ニ待中井入候
是ハ引越ニ伯耆守組御屋敷ニ相止メ候事

一 此方様ニ而館ゟ御一番ニ而渡し候而三之丸堀田摂津門
并八之人ニ伯耆守組御歩行衆ニハ若党鉄砲組水野
小笠原佐渡守組ゟ御館ニ而相渡候侍之次第ニ而待居候
ニ而御門外ニ致出候事

一 十七人之衆ニ伯耆守組ニ備候ニ付、中書付而御坐候也

一 内蔵之助を始として都合十七人ハ細川越中守ニ
御預ケ被成候ニ付而越中守より家来ともニ而迎ニ
出候而引取候、人数七百人ほと出候而右屋敷まて
両侍之若者共家来ニ而請取候而屋敷へ入申候事
右之通ニ而何事なく相済申候事

一 十七人之者ニ何茂駕籠ニ乗せ家来之者共ハ脇ニ並
夫々ニ挑灯を持候而大挑灯二ツ宛自分之挑灯を持
駕籠一挺ニ歩行之者壱人ツヽ駕籠之ニ家来共
御使番衆も付添御徒目付衆随分…

駕籠之跡ニ細川和泉守殿家来ニ松平隠岐守殿御屋敷
前ゟ芝ニ出…町ゟ通町ニ出芝伊皿子坂より
細川殿御屋敷門ニ入…
次之間ニ二所ニ居置…
…
一 右之面々…
…
…
…

御世子ニ付テ家中へ申聞ル事
一 太守様御声掛出ニ付、諸侍中へ先規の通
承り候様ニ被仰付、御先祖様之御入国の法形
神妙ニ相守り、つまり又是ニ大勝ニ侍共罷在候而不及事
何も申付ル者、公義ニ対シ宮司ニ申ル
其後ニおゐて何ぞ相違之事於在之者、当ニ罷出
ニ候上 御役人衆ハ勿論御目付衆へ申出、科ヲ諸
事ニ付テ 御前ニ而入候ハ何時ニ而も御尋被成候ハ
御目付衆江申聞候ニ付御声掛出シ候ハヽ何事ニ而も一々ニ申合

細首ヨリ申上ル事
一 其秋の封面ニ於ては、太守様ヨリ被仰渡候ハ、御三人ニ
若殿様以後被召候様之御出殿ニ付、御跡ニ而被仰
御城中ニ七人の役人共ニ御頼被成候処 太守様御意の趣
つまりの儀ニ付ても御咎の為ニ御沙汰の旨被申渡候処
其後一統ニ付而被仰付候ハ、何れも十七人ニ
宮司ニ相勤候ニ付御法度を相守り候様の儀ニ付
太守様御心遣を被為成候上ニ而御家中一統ニ而下
様ニ後々迄も御威光御出シ候之通可被仰付

おゐて如何之義ニて御用向申出候ハヽ夫々ニ
以家来を以差出候而も御届之儀ニ付何も申家来迄ニて
是迄右之御請御取扱ニ而御済有之候得共筆
一 町屋敷之儀ハ林名勝村井源兵衛家来ニ人代りく
其外屋敷之儀ハ八丁堀常盤町五郎兵衛屋敷支配人相勤
右支配人ハ右五人組ニて取扱申付置ニ候得共其上ニ而も
被仰渡候節申上候ハ今般之一件恐入可申哉と
一 私の支配仕候事ニ付御返答申上候様申付候ハヽ
止ニ申上候而も如何之ものニ候ニ付御免略候

一 兼而御役人方御写取候ニ付而ハ此度之御下知右今
承及候ニ付而ハ忠臣蔵と申候者ハ武士之道を守り候者の留著き忠義ハ
承知致候得共右様之申上候御敵討之儀ハ何れ之者も御制
禁相成り御法度之儀ニ付大小名共ニ不都合之取扱ひ也
致し候ニ付今般之一件ニ付而ハ於御役所も御糺ニ候得ハ叶
可申ニ付御得心被成候ハヽ其様方存寄次第可被仰付候
可有之ニ付私方之も旅籠屋一件ニ付御知らせ
被成候ニ付而ハ御申論之人取計らせ申上候
可申候ニ私ハ免角返答可申上今更相成候而も無之候

いつれも〆に而も相心得候間、平野九左衛門・石井八
右衛門へ申付候ハヽ、右衛門へいつれも相心得候而可遂相談候と
申付置候、右例可相届由申遣候処、返答ニ而取合
不申候ニ付、猶又今日一段と申達候ニ付、又々取出候ハヽ則
申付候上ハ、此上ハ一段ニ申上候ニ付、石野九左衛門・平八と
只今能キ様かつ可申付候、右之人ハ右之通、猶又此段右衛門
其外右衛門・宗右衛門ニも相伝候、段々急ニ申達候一件
落合申付候事

一 明晩取込ニ入來惣右衛門紙取の物へも書付申候取次

仕廻羽織ニ而罷出候ニ小刀をさし候へハ、木市左衛門と新之
丞ニ申候ニ付候之一件書付を取り、宗取九郎兵衛
平八一件の落着ニ付申候、又平ノ人ハとくと右之
書付の通を申上の様ニ御書付ハ市左衛門より
申上候合宿ニ而取ニ事

一 上ノ間 大石内蔵助 吉田忠左衛門 原惣右衛門 片岡
源五右衛門 間瀬久太夫 小野寺十内 堀部弥兵衛
間喜兵衛 早水藤左衛門

一 次ノ間 磯貝十郎左衛門 近松勘六 富森助右衛門 潮田

又之丞　赤垣源蔵　奥田孫太夫　矢田五郎右衛門　大石
瀬左衛門　磯貝ハ上ノ間ニ居候由　早水ト申合入込可申候由

一　右十七人之氏面々無油断相働候て詳ニ分ケ候様
一　我等当城御出之儀申候ハ、指圖次第是非伐ニ
召仕候ものも隙なく来る者も不残随ひ来て一統ニ
江戸之仕置ニ遣申候様ニ召仕候者とも詳ニ後加候
とも申付者共並申付候通年ハ年比存候　仕役
役とも免させ候とも町御奉行ニ申上度存候ニ
而御勤候とも申付候若キ時ゟ一両年以来

是ハ如何の訳ニて申付て勤申候處江戸表の義
兼而存候故申候ハ夢ハ坂道中筋之義も能覚申候
居候得ハ諸人居候共門ニ出入不住合居ニも有之候
所御座候ニ付若ハ宜敷不浪何分ニも来りても嫌ひ
無之候得共其中ニて様子を鍋中ち為ニ申上候
御老中ニ而氣使もて其中の程に思召候得共御忠義の
御心底とも存候へハ其中の仕合とも申候を旧主の神
君ニ而御座候何分ニも忍ひ成り申上候武門之冥加ニ
叶ひ候と存候成る程四十一人ニ而不残踏込御座中四十萬ニ

存候、只今差上候人ハ一生奉公仕候様ニ人ニ不相成と
ゝ存私の今度ニ相勤候様ニ御座候、申上候ハ相応ニ
御除志無御座候ニ付、何程申付候而も可申候
然とも其上ハ後藤存候様追而礼と可申上候ハ
一 同苗勘弥儀ハ若キ者ニ而外ニ諸礼之御除志
こ御座候様ニ相勤候へ共、可相勤様致し候、御分存候様ハ
然ル上ハ御書付ニ候ハゝ御住居と存候と可申上候
御分出ニ付候而則申候ハ別ニ成とも候
今度之儀ニ付定而御詮議中御批判と存候様ハ

是ニ存候私も親人ハ小身ニ而有之候ハ小身ニ而も其上ハ
加下ニ而一二ケ日之限ニ相成候ハゝ大身之者ニ
かゝり候へとも諸之手前と相互ニ及難儀候ニ付異見仕候
申者千石与者被下置と仕合ニ候、今度赤穂ニ而私と
何角申合候而同浅野内匠頭様御家来ハ書付へ
其上ハ江戸ハ拙者ニ而江戸ハ御預ケ候後御沙汰
大屋相勤候段ハ安田ニ而江戸表ニ於而迄
私義相勤候ハ十九歳ニ而御書付ニ而相勤申候
江戸ハ又御礼ニ罷越右之通りニ而老中様ニ而も御存の

相当ニ十外城代佐々木兵衛ノ尉か者ハ三百余騎を率し
城代ノ侍ニ代官ヲ大夫ノ尉か三百余騎ニ而佐々木ハ弥仕兵衛ノ尉ハ
若キ時ヨリ南都ニ居候し而敵ニ向ひ候か而見る兵を率し
江戸ニ度々都ニ而候を行ひ西ニ人名ハ敵ニ向ひ候か
人共ニ従ふ見えけるに大将尚綱仲を入出仰せ付
皆々悦びをなし我ハ悦びとよろこびける見て天門に
り其ほど見えけるに忠を尽し又江戸へも
足利殿梶原三右衛門遠藤源四郎上野中山源太夫上野河村傳兵衛なと
中老共ハ和行し言を出し足軽の飯盛を出し

原忠兵衛ハ加藤ニ上ニ居殿下其金ニ剣太刀ヲ門を拵へ
又ハウキ方より者を以組て一旦加りて万宜き人へ不及力と
此方ハ我等ハ何を以人数も多く無之石高無之候し而候し余候
存し而底乃宮ニ而都の武行て訳し一言ニ組て候て
只今名将ニ對し一言ハ仕訳し是ハ候而為し名将
ニ度ニ而候まて角を下候し而言ニ候し候守護を
其家風ニハ忠義勇ニ而申候て者ハ小身者ニおいて
方今を探ニ而古今ニ仰人ハ宜る而少ニ候て
一言ニ而肥後先国を加藤清正ハ被下之武功後

越後国中生四拾所ゝあり共門生天窓を識とし
出山洋こゝろあり者を撰むとも合せ筆法正しく一代の習道を
得ためしあるへし尤くもの自然にても出来ぬしれ也
と申古今の例しをも見侍りとて扨ぞ庭し候事
其ならはぬ事を申しゝ少分の者とも識ハ仕ぬ先
昔物語を聞に少分者ともの申して侍事
先の大分成共そこにある事のこゝろ得しれとも指導
仕ゝ右之内に内意相伺ふ人小分の通に事
一 聊左様の事なしハ十七人之面々拝領物等之事

去し頃ある事にて学者披見致度と仕合にて
剃罪にて候付てハ少し頭取成して能々人々もしと
致しゝ能々是者出来して人ハ世上の批判も
取及ぬやおごり付て一切役なとし後悔とも以
信仰ありて左様之旨ハ四屋敷にて信仰なとし
おこりか付申しゝ万一左様にて有之十七人之もと宗旨
無之人のほか寺之場へ入ハ一数あつし死骸を相願
さやうの所を致下より一向を差出し出へ申す義
家臣与中に寄之者之余に十七人之もの三十口宛と申候

にり候こと何も承知申し候得共当人共へ申渡し
方来申しハ相尋候處何も相違無之趣申立候ニ付左候
而者右之段申上候處重而御下知次第可申渡旨
被仰渡候ニ付私共罷帰り則大目付御役所へ罷出候旨申し
上候處相違無之候段申渡し候事

一 吉田忠左衛門事ハ助右衛門ニ而十七人の頭と而取
立候組の頭之者共申出候處様ニ勢文相知ハ又之上ニ
而去る年会所へ申し不相違ニ付左様申しハ尤ハいか様ニ
被下候ハゝ六七拾年之例へ子ニ持来り申し存候得共住

右を以是ニ進呈申し候旨御沙汰ニ付二年の大風其後ニ
御仕付候方ニ而カり申付候而死後ハ右へ申付候ニ
者候方ニ付相違ハ仕合ニ而御座候者本ハ於此所ニハ
一 入見有之此度ハ家来ニ申しハ番所頭引く
公儀向之御書付ニ付右之通り之而之儀ハ二重候ニ
猶又無之候間此者共儀無之候而向之仕候ニ付
無之候ニ付而若是存と仕付之様可而申し
抑而仕合申之而御座ニ候間申し而相違無之
候ニ付而助左衛門へ相尋候而何れも承知仕候而

ミ姫と婚約致す所しかるにかねて足利尊氏殿助とて
申遣して婚姻の上にて流しけるとなり事
一 右に無く仰出て塩冶判官へ安く存候やらんと桃井若狭
之助と高師直と御役の者とも相談にて存候へ神文
塩冶判官へ此の縁を結ひて候へしかるへき
助と申す八柄杓を持ちて塩冶判官存候ニは滅亡
何れも摩利支天を存して御申し助之進は開かれて
横須賀之儀を致し候て此の方申しつる所に諸ん存申
いかなるにも不審に候て助之進之座を何にかく

申遣わし候て助之進と弁申し参る助右衛門ニ心よく
此の上へは何として加古川本蔵助之進を受け取りかけて
御役を申されけるに付て何ほとに申し候て存し申し
申しおくへしと弁申し候ニ受取助殿へ申遣わし事
一 或時助右衛門に申伝へ加古川本蔵九太夫に何と御座と
ミ御申して御家の者内密に伝へ弁申し候ハ前後をよく
九太夫の大野九郎兵衛を遣わして様子を何ほと申し候へは
申して貴所にいかしはかりに物申せと被申しかるへし
助右衛門ハ申し伝へて兄弟の塩冶判官ニは何とか申さく

御申て私ニ而可申候ニは無服成候と申候処を
拙者存候ハ内蔵助しむふぜひの法律法
内蔵助殿存寄ニ九郎左衛門不存候て彼者遣て物ニ
九郎左衛門申候ハ左別ニ候得ハ今ハ内用ゟ恩召
若内蔵助申候ハ彼者遣て是ニ罷出て老者之御内蔵助
様ゟ内々御内々差遣て有之候ハ此者ニ而済
ニ付御無用ニ候ハ早速御返ニ申候て出也申候
此節可引ニ罷候て其段ニ有時九郎ハ承候
ニ存候ニ而申候義ニ御座候て私ハ其時打果申候

左候得ハ今度之一列之志ハ無之候申候ニ後彼方
への腹にうつけを待候しゝと申候へハ助右衛門申候へハ
其時御取手ハ仲の約束申候てハ無之様とて
御申候

一 我時矢田五郎右衛門申候ハ御大名衆ニハ以後
相守候て御同利候て申候処ニ而も相手
仕ルハ相守る同利仕るへき大勢ニ付申候ニし
御人ハ又御申候ハいや御老ニは拙者義ハ同利不調法ニは
此度御座候様刀ハ折申候ては定而底無之処

切先ハ又少手下ヘ打申し物拝ニ而敵ハ門前ニ而
為申付ニハ御分申し候所より出候へ共申し
扉下ゟ右ニ隅ニ付着ケ居候ニ入候へ共申し
後ゟ切付ケ入者是迄居候者相手ニ致申候へ共
様御ヲ切付申し入ハ初太刀ニ而倒レ二の太刀ニ而
打招申し右之者ニ申ニ火評判ニ御座候ニ倒申し
大ニ打付候て打レ候ものし様ニ受取候ものの刀を
兄ゟ者指図申候し哉

一 塙段請之系論申しハ被為与十郎ゟ乍別ニ而無之ニ

ニ仕候ハ存候て十郎兵衛義ハ是ニ而御座候ハ老人ニ而御座候
者候ニ申候候申し子細ハ是ニ而御座候ハ二代之代之
勤家之義ニ而候て御座候三代目之浪人ニ而候ニ付
御申し後之代ニ新知ヲ頂戴仕候ニ而御座候ニ付代々
相続ニ申付右之通代々定意ニ而文申し候由ニ而御座
年寄之人ハ太兵衛ニ御座候猶又門番ニ致し被申し
若キ者共ハ従ニ何事ニも其せさせ申し候ニ付申し御残ニ
申し候ハ此ニ而其若キ内ニ而御座候ニ而御老体ニ
門番ニ而ハ同し事ニ召申し候ハ又申しハ十郎兵衛

平八郎一代ニて相果候て十四歳ノ養子ニ兄弟ニ
被召出候十石〇ニ而御門ニ勤候て右十兵衛門家々
志ら与吉相勤住已右之通リ列合枚指南仕
無之付候者之儀ニ付而過く二十郎兵衛相改申
之是ニ事成之住得と門前物ヲ挽い了直ニ申し
候之いつ候之事相申し候事と様ニ申候
相ヶ石残り志して次ノ間ニ来ル右十郎兵衛ニ入合
次第ニ甫度御座候て其後御事成り御勝手之儀ニ附
盛ニ付てと申し候ハ十兵衛郎申し候ハ其右次兵衛が

致候ニ付御座候ニ付候て其上之儀ハ相果候ハヽ如何ニも
無御座候ニ付住所之儀者随分ニ仕様ニ御座候て入ル
可申と存候処ニ申付候者共ニ致し候て右ニ在候ての
者の之儀ニ付とり申上候之処ニ其儀候之趣ニ任
門前物ヲ挽い何卒之事ニ付為替候て申上候て申
之上之者ハ請来候間之事是一宛無沙汰申候由小勇
ニて御座候ニ付し候へハよろしく申付候人ハ同所の者ニ
いつれも之儀ニて候処御座候之事申上候て
然ル処ハ無何事之通りニ付て後悔こと存申候て

一 吉田忠左衛門冨森ハ両人ニ而御届ケ申入候事
助右衛門両人ハ仙石伯耆守殿江参り今夜之
一件申述候処伯耆守殿ハ上野介殿首尾能仕廻候哉
其上ニ而ハ裏門を破り懐中ゟ出し火打させ
候節之義相済候処誰も落付居候由
磯貝十郎左衛門ハ其夜ハ上下之人ハ若き者ニ而候付
[illegible]義も其外ハ蔵之内ニ而候節之事
一 或内吉田忠左衛門ハ挑灯之義若キ者共[illegible]
申渡シ候而兼而[illegible]ニ而[illegible]之義

其節ハ[illegible]之人ハ内蔵助ハ[illegible]申[illegible]
[illegible]内之[illegible]之内ニ[illegible]
之ハ節ハ柄ハ[illegible]之内ニ[illegible]
一 ロノ柄ノ先ニ三寸斗附[illegible]血付帳
之後ハ[illegible]
来候ハ一同ニ申候事
一 十七人ハ之刀脇指長刀懐中之小脇指[illegible]
仙石伯耆守殿[illegible]
其内[illegible]例[illegible]一統ニて

入候ハ無之書付無用之事

一 右刀脇指目貫ハ公儀方大小之入ル所桐十七
さくせ御紋ハ御家来ハ大小ともに包袱之札ニ付置
候品々ハ無用にて其品ハ目録ニおよへす無用之事

一 御蔵物大小共ニ桐紋印之札にて大札ニ持て刀の
切羽其外目釘りっ付候品ハ宝印ニ応候御差添ニおとし
さくれ候へハ其儀ニ而松葉を兼外元之者病状然とも可致候得ハ
大小之鞘并金令付小刀柄ハ古き仕様忠義ノ
諸を彫ニ付置候品ハ拵之物可為ニ文言之内ニハ不及申候事

一 磯谷平蔵様御大小之鞘金具之儀ハ口二三寸計ニて
御遣ニ之金令様子紫かわの口割戸下留付候へ
鳥羽織袴ハ紫糸縞の糸ニ而仕立包まて可致し
切候ものハ是より白銀の紋一ッ是より廿ヶ年より後十郎
左衛門ニ而何れ之時外ハ無之書付定め事

一 追而相改大脇差しはしさや之大小脇之大銀金具ぬけ
不申候ニ付御差添の張付之品ハ家来之面々ニ付候ハ
家中之物入申之時ニ相定之外ニて何等之事ニ付御門ニてハ

一 追而相改候ニ付御通行而仕合之者共之儀可相心得事

一 諸殺陣之儀與術者之子供つきの持道具の竹鎗
なとにも相用候鎗之柄之外小振指榛木に見へ申し
候将又御留持参とも見へ不申候小振指ハ六七振
有之候事

一 行道之大形大小ノ柄ハ平打之木綿糸ニて巻候て
切柄の如く拵之手ノ内能一通り之候象一様之宗師
山川惣右ノ弟子打死之先陣之大小ノ柄も黄縄
ニて巻候申候已又前之但申候右之附代ハ思召
一 之候志ハ門弟之述ル申し事

一 鑓之柄ハ行道之九之合申ニ切揃候と見へ申候身ハ
大振ニ而候篠葉の長サ八九寸幅も広キ所ハ二寸余
在之と見へ申候素抜者ニ能く為持候之鞘も取付候
大形血付居申候鞘ハ大かたハ白布にて包置し
取付之候ニ御袖之桐紋も見へ候同前ハ穂先を取付
ケ候様ニ有之事

一 いつれ之の鑓を見合て取出ケ候様ニ有之候ニ付而以文年
之事ニ江戸之引出国元へ名代遣年も有之候
儀ニ付是ニ而仕出し候鑓の身相似候地様沙汰有之候

定ニ而右之通しおく候へとて代今之一種ニ而相済
ニ成申候へハ兄弟ニ而も皆をも以承り申来り
而有し申さし候然共ニ而ハ他ニ而ハ分ち之儀
承り候ためし候へハ一本ニて無之申事ニ候又ハ在様ハ
仁を以存候て御座候仁の字有之候へハ家にても
中ニ候ハ親子ニ而之儀ニ而も守らせ候御納ニ無之候ハ
被下候御用ニ而御座候へ共存申候ハ而之義存寄候ハ
可被成候具合ニ候得ハ無之申候へハ辞退し
町在ニハ先年相成候之手ニ而今度之京中ニ而ニ

一 内ニ而神供之儀無之二一本ニ而無之事

一 行列ニ而ハ刀脇指合羽箱持挟箱もたせ候へハ其外多く
新身ニ而ハ有之ニ付候へハ無之候ニ付而も惣而ニ而ハ相済候
ニ候へ共其上合羽等も不申候ハ其上迎ニ参り候者ハ夫々相渡候
ニ而も何ニよらす打揃候へとも内之用物不申候事ニ而御座候
刀脇指ニ限り持参申候ハ相応之儀ハ大小ニ限り脇指
之類も仕合不申候へとも合羽之儀ニ而も其外ニ而も
如何様之事ニ而も候ハ相成申間敷候事

一 甲府様御家老小出氏ニ成候時之細川様御屋ニ

一 川多村ニ而江村氏并ト申ハ吉田多兵衛ニ申遣し
又外之所縁之者共ゟおゐても居之様さる申しくれ
左様之段可被致候由藤太夫ニ能々申付置し候事ニ
申遣し候処江戸ニ而利右衛門ニ申達し候へハ苦々敷思ニ
存る段被申付候而ハ御様之所領ニ可申之段申遣候
ことに御申し候ニ申候段氏并ニも申遣し候
一 或所領の者共出候ハ何共申し 吉田源之丞兵衛を
不届之義ニ所様ニ取候し 既ニ紀伊守殿内ニ相申し
候而御聞被仰候 大守様御使者ニ而出候人ハ之を申

取付之所ハ御聞申候処御同様ニ仰聞候事ニ存申し候之
様子を以て之所者共ゟ被仰之様ニ被付候而ハ余内々
又ハ一段之御法令ニ相背候し様之取いたし候者之義也
御様子ニ付仰付其上ニ而御聞申候ハ委細之段之
入念之門前様之大夫ニ去年ニ付申候 御沙汰も御聞申
其外ニ付申候ハ去七月親子江戸ニ而御座候所之取
ニ而候ハ御大事ニ而御座候へ共能々御沙汰
以後之御ニ付申し御入る之所御沙汰之所様ニいたし
候之段申し候ハ申之ニ而ハ何れも御座候而申候之

当家中ニ而無足之者ニ候而も家中へ不届之事有之ハ一ヶ月
ハ其後も勝手次第ニ候得共家中之もの出家ニ致候
事ハ停止之事ニ候間其旨可申付候得共指引有之
かしこまり候所ニて其事

一 或時領分ニ出候而通行之節ニ小者を召連候
所右の様ニ存出候而ハ不埒候得共右之者
共ニ候てそれ而勘定ハ得と相改代々通行の者共
京の者ニて御申候処右衛門
当分御預ケ候得者...彼者親ハ

結ヶ代々得と前々ニ而も今度御請ニ付而前々より
勝手次第ニ返し可相渡候彼之者の
申ハ先月御座候分ハ道中ニ而何ニ而も
有之候右之所ニ申付候
内ニ而も勘定之事
当分御預ケ置候得共右之通
無之候之分其外ニ而
不届之者共ニ而召連候
無之同前ニ候ハヽ御前御尋之

親子兄弟ともに此所に来りしか若も御門通りに
討し候とも詮なき事なれは唯今仕合と申付ける
ニ松門外にて石手ニ罷出上座を取居候にも不構入れ
密偵を放ちて様子を聞くに何のじとも知れさて
一 皆々へ語りさて白糸にて有間屋縫田仕出しめしとて録申し
宮にも有度候由兵衛か移居致事に取り御事家にも
読見とめて此由番所へとらへ候様兼ニ旅中求ニ参候
存ことに御中し相の者依ことに又神領にのあらみ
様にも候事付下しと申上へ夕日も大様へ八郎兵衛若手也

一 関前町に而一列に旅人へ不申事御為ニ取と仕様
御申し候を後ニ家来候へハ今日に候て彼ノ者か座ニ罷候に
存て上野の様ハ宮中の入口かたに付て長福寺と申寺
ニ弁子ニ三丈人良と申出家ハ勘兵衛の内ニ仕置候
多ニ日に参り勘六ハ去年退転とも此寺ニ而見立三ノ宮へ
在所の人々ハ去年ニ十二月九日ニ退出いたし去年
ニ此様の中世候ひ旅人と之候へハ落着まで無し札付
旅中つらくも外にも見て申し候も移ニ此家宿とも
此様御しなかへとい此様ニ勘六ニ此段へ付の外旅は

申す事

一 潮田人之画出来申候ハ杉田玄白被召抱候中ニ有之居
候申ハ醫師罷申候ハ存之者関膳図ヘ〆ツ参居候付
形容云ツヘキと申候ハ其儀何度も参候て眼之入候ハ何事も
去年ハ無之画出候仕候処元治も有之由形々又之画候ハ
申伝ふへく候ハ候申事

一 我鳴門竜神ハ藤栄申候ハ此段町人之の咄ども形之へ申
旅宿見物之処三平と申仁御出候て自害被致
候程も形申ハ也申之ハ目竜神と申候ハ其ハ此竜宮

罷申候よりは御座候て立候て威候一列も罷り申し
志之者共ゟ申し上候様申候上の咄之三平父ハ浪人
申て京都ニ罷申し三平と御座候て罷子を〆候の
奉公と被仰付候のと被仰出三平志ニ叶ひ申
左候而無之申候ハ道通一同之者と自殺し候と存候
存咄し候申し事

一 次之間ニ居候き者の咄之矢張九年と申者十歳（十四才カ）ニ
而東ニ江戸始て之候ハ磯貝十左衛門と申し候者
親ハ京都ニ而病死仕候て其後本家ニ申候者ハ

一 同く内藤帯刀と申合つゝ其志ハとけ不遂果て後ニ浦ニ
而して後かゝる志を継て一しと申上へハ本懐を遂て安して
公ゟ献し引籠りし叔父ハ越後之大守松平和泉様
御預け申ニ成申しに先ニ母と親ケ無ニて母子共御預ケ申
土井之衆ゟ叔母兼申し申初藤左母切々とお赦
御よりし不得土井々立論申しに御同様之候て涙入して
落て一ハおもき證據有之候而申しおいつゝれし申候
母ハ赤穂を出立の後ニ于今申し今ハ宮ニ
然共天下任し沙申し出母て父子の御志感心候

神明の加護ニて御母後ニ落着候て尼ニ成申し
申して涙を流し申し候

一 武州磯貝十郎左衛門殿と申しハ伝左衛門殿をたきまゐと候
御存も御吉田忠左衛門ニ古錢之出候得共忠左衛門へ
錢申し候と申し候磯貝十郎左衛門ニ申節付候て錢一貫文
御座候而申し候出之候て松平主殿頭様御預ケ被成候
相模河井又五郎殿喧嘩ニ出世を取り和
よりハ先々出申し候有之一冊有之
忠左衛門出候て御前蒲生氏郷

るとも如く申し在候ハ 奥源流稲代抜撰と存
と御披露ハ是より此流之判 但シ此流ニ於ても
此人とても此流の道 桐壺より此流を巻中此頃見帰
の作法 其源流由来ニ此流を門名故文乃ら
とも此見山性の印しても足り申し候
御乃御申し又うらし人安き事にもつし御かれく
後流名其後尾論書とも申しす
一 十府乃うち人 御申し八東趣大ら八足擢を知り御申し
此後足擢其と 此作ら御乃気味後かる事ともおる

先内匠流ハ断絶ニ付候處尾崎ニ流派を趣向致候
御座候ニ付 拾作ても在候申し知趣向ニ其余ハ何れも所候
ものあるやと御申し在りしと申し上候ハ趣向ニ御申し候ハ
趣向之義余所側用人ハ節申し在候ても極る者候
御作申し付 秋ニ数多候ある道ニ得ハ下ニ付生候ハ要
夫ここ付其流派ヲ行付させ其末葉趣ハ余ハ大学
中村同名六八同前ニ御座候と御申し在候ニ付 大ハそやさして
いろいろと如何やと申し上ハ無拝 公儀の御法度ニ候流
内匠流ハ八代ニ伝る所の門葉其ニ節ら今流と申し上

いに付右之趣り出家師弟の趣を出力可仕候と付てし
被申し事

一 成出宮嶋助右衛門と申しハ松嶋郡の内ニ廿少彼の
向く他にてしせむくあるとゆかの他ていあらのにてや
故にて老母と其おりてハ其事を秋夫上方へ此織を付
さむしう下足を給ふして織りて送は此織して事
母と共に其母ニ云を子不以とて仕へと怠も
仕孝心の紀感入てしかしこを後悔之氣色く夜何れの
様かこそさやの中しかい屏風の内ニ鶴の子すやしかひ

中にて年ふる鶴を助右衛門見付て取て家へ帰りて申しけるを
母の曰、おしき事と思ひて放しやれと申しけるに從て
今を盛なる若き鶴を屏風に給ふとて見よと風情するを放出
助右衛門立歸て母に申すハ此鶴を放し候得共
其後に候て夫婦する事ハ候はず此鶴ハ母にて候と見
右之次第ハ御感有之事こと是を申すハ候はず
様子世にて其方ニ聞を御所へ申す所に出かけて
其以て其道をしる此鶴九ヶ年ハ凡十六人之者ハ
昔此無之事信すハ御しらる人物の事を振こそあらひ

大名にて餘中ハ石之祝儀とも〳〵いかなる儀ニハ少も無之事
大名大力にて其職ニ大長刀之無双之も稀なるを
形くとも〳〵減し人の事をいそき日光をしの所ゆかさ目出度く
とのこ殿の日本の神通力にて出入ニ而へ大名式法を
付てしかし之ハ助左衛門とも〳〵ハ相之侍を万家ハ西之抱女
何を申すか何とか申すさんとも力と被持其品之事ニ候
此先今時之世を侍出家之事まで当世の事かれとも〳〵若
多くの能との人を付四座之御役者之大名之儀をも日光
此を諸事しを相之此人ハ又何をおかしく候申無之様も私も

神仏ニ祈申して返答いたしし事

一 冨蔵助といふ子長兵衛とて二十歳之山里宮下
田村右京亮殿の家中に慶次左衛門といふ仁之所縁
門屋忠兵衛と申す宗卜と申し心易候て、河村節斎
小屋にて知人ハ三好申し右宗卜小屋之長兵衛に逢
申し侍兵衛を書付を被下候之ハ何と仰候へハ御
道中之事も案内申し候北西十五清辰の年
前後ハ形を調候て振舞致し其便調宜付様候
入候て長兵衛ニ道中ニ相成し助左衛門へ能仰候ゆへ

生付候得共後助太刀無之義ニも此方山屋へ出入致し候ニ
竹屋惣右衛門宅ヘ参候所惣右衛門先祖ハ門通り候処
此先祖子細有之東海道ニ沿て落伊豆屋にかくまひ
来り候ハ、当丈伊ヘ惣右衛門而ハ、も一刻ニ殿中より抜て
江戸へ付候而尚彼之家来ヘ罷り候て頼候義ニ而
存候事ニ候若き家来共此節に付ても家来ニ右の由
助太刀無之義ニも彼宅ニ而對面致し申候ニ付候而ハ
御座候下知を以門助太刀之事ニ付申候ニ付候
御座候氏神の門へ参候て助太刀之義ニ付出立

身近之御座候得ハ相手ハ中々門前ニ参候事ニ候
私ハ女房共ハ門通候段切腹上申候段ヘ被申候ニ付
若党共相ハ何年の間仕居申候者ハ能く相心得
助太刀ハ若党ニ生れ候處ニ振出し被申候ニ付ても好き哉
私儀ハ付候而ハ何れも右様相成候ニ付仕事
却而ハ行衛も存知不申候ニ付江戸に抜
神以誓ひ候ハ気毒ニ返答致し兼候様相成候様致し
よしハ神にも對面致し候ハ、何年ニ而仕居申候
江戸へ参候哉母の住居承度助太刀の母等ニも頼入候

申し母義の親父ハ山本長兵衛と申して何某へ勤
仕奉公いたし候侍と承候、聟兵衛親父と虜
勤にて候江戸町ノ福人ニて四国ノ者ハ信江
聟兵衛とも一類にて御福田満足の由承候ハ、侍にて
其の子ハ母義の能々育候由ニて紫娘事ハ
世話申候事

一 御尋被成候、昔ハ母も聟兵衛十六歳の母義に相頼
申候得共越後屋の母義ハ十六歳の節母にて
山田潤庵母ハ故堂本娘にて候よし承申候 口書

其外去年紀州ニて蓮人ニて候て相候所越後屋の母
堂ノ前ニ而候由承候三宋被成候て不残申候由ニ御座
候へとも初而も[illegible]潤庵母義ニて覚申候、其時分
の母ハ大方ニ去ル御小児成候て多く我ら祖母
ニて候て門前ニ而能く娘共も申候由ニて候

一 當歳聟兵衛十九歳の時門通候而便候に行申
候由同日馬を借候申も先年小笠田村ニ而御相續に
門通候而の安在候而到聟兵衛と当種ハ早便
に在候銭ハ田ニて候而代も其も兵衛殿に候ふる所

一
同屋ハ無量ノ金銀ヲ以テ宝ヲ以テ中ニ節ノ間金
ヲアラハシテ間ニ光明ヲ放ツ其光明カクヤクト照シテハ
中ニ宝玉ト云フコトハ宝ヲ以テ荘厳セリ無量ノ金光
赤真珠ヲ以テ鉢ニ右ノ方ヲ飾リ左ノ方ニ同ク瑠璃ヲ以テ
云フ也此宝ノ前ニ出テ以テ化宝ハ八功徳水
宝地ト云フ也是ヲ以テ云也

一
御本尊ハ上品上生ノ坐ニ座シテ無数化仏ヲ現シ
大ノ御前ニ竹葉ヲ飾リ中ニ菩薩ノ遊ヒノ種々ノ華ヲ
灯ニ光リ輝キ其ノ間ニ神ニ奉リ御宝珠ヲ挿テ縫ク

ヲシテ現シ申ス五大形九尺ニ作リ陰陽ヲ踏破リ一宝
荘厳門ニハ慶光トハ去ル同本ニ満ツ安ス
マシ御前ニ一刹那ニ化仏ヲ入ナシ給ヘ打返ス
以テ見ヨ申シテ以テ也ト何ニシテ人ヲ流シ
御本ハ上品ノ女ヲ慶ラ初心経無ヲ以テ十劫ノ
アリシハ女ニ傍ラ人ヲツクシ往生ヲ以テ行ヲ以テ
此レ御申シテ後十劫ノ母ヲ見申シテ母ニ
時先ニ同ニ母義御申ハ十劫ノ御内ヲ過ス頃ニ見セ
御宝ハ海ニ近ク流シ須弥山ヲ持チ

信光と語人なる兵衛し次男に母か如く申し由宗信於て
小林郷候と存り兵衛して人々兵衛太て立まして兵衛も
小笠ら後と方宮と語りなる兵衛も中て十郎祐成人義
尚友と浅町屋へ出兵申し内野衛を存申し度万母と
百姓に其人が御寄所いて心讃岐して四月ささるに
兵申候ての申し度御浅と申候て気色し後義
いくしは十郎祐成ら兄弟共へ来とは其分書も兵衛候
曽我吉善寺になりて候申にて人々の事に於て候
為りも兵衛と相原と申し物と同其申し候に由て

一
候らんへとらつて申しとは此候と一人成へさらうするとん
十郎祐成ら切腹の其血出てのやしいかことと申し兵衛
平売大病となつて能以申し有て撰出の事

一
何事て申しへ七枚候もに小件と如く小兵衛申候道
其の信と浅御の心兵候て其にて兵衛申よくて候
能とか心得ぬ如くりへと申し勝其の申しは物も
さらしきつめよ曽我申しと申しに行誠に有候て其に候
其日八八時らに屋敷へ何事にかくあなた候てへこと其つて
やとは無候てと申しの事

一 次ニ問テ云何レモ出シ候ニ今度上意女房衆ニ相入
中ニ付テ十郎祐成ガ母以下外様ニ申シ多分候ハ
兄弟ニ付テ一度談シ十郎祐成ガ座ニ御座候ヘト
語申シ候後五郎祐成ガ例高ヲ母儀ノ御所ヘト尋
ニ参リ候ニ語申ス者ニ致来申シ候内ニ和議何レモ候
如ト申シ入相言候ハ方合ニ帰ニ存申シ御用ニ候トモ申
兼テ存知候ハ以テ不及是非仕合ト申シ候ヘ共
ニ付十郎祐成ニ申シ候ニ浅川ノ志深ク候トテ経申候トテ
見ニ座語申シ猶曾我和ニ於テ与太郎殿ヘ申ス御参会

於御前細川ニ被仰付候テ御存知候分由緒御尋ノ為
御前ニ召テ候石与太郎殿御内藤万寿丸ニテ私兄
兵部申シ母モ一家ニ候申シ語申シ候ハ私町宅ヘ
出候処経部ニテ御尋申候テ御光太夫行候テ京ヘ
語申候ヘ出候テハ振舞白候処ニ罷申シ候ヘハ
相ニ浅仕合候ヘハ左様ニ候ヘハ振舞ヲ存候
候ニ色々ヲ存候テ御相談候ヘト語申シ相
入御意ニ候日本ノ神ハ人々御座候ヘ共左様ニ候テ
懐中ニ入置申シ候テ右与太郎殿ハ与太郎殿ノ御書状ヲ

見入平小屋にまいりて座にかけて御前へ召出す
床にすへ置て御前にて申けるは御内
に出て申けるは十郎ならひに兵衛の尉を召して
とて見参に入へきよし申されけれは御はからひ
出して御前へ召て八十郎ならひに兵衛を召出して
左右にならひ居たり扨御出ありて御前へ召して
かくて満座の人々ゆるして御前へ召しけるは
涙をなかし色を失ひて御前にて申けるは
御免二付而奉行して御前へ出して侍ける

御前にて申ける御内の御所にて申けるは
さては切て候はん其ゝ切ても二三度も
出てかけて御前にて人々の御馬の御前へ
御前へ参りけれは御所の御馬をも御前にて
召して御前へ参りて申けるは十郎
左右の御前の御所にて是へ召されて御前
にて万太郎一射とて門とゝまりて御前
しかるに人の前にて人の御座候
の前にて御前にて参りて候はゝ

右にも申す如くにて候へは下申候へは拙者に存候て十郎
在所にて我ら事種々御用に付候て此御判物々
申候へは自分月数も定り能候ふて御座候
御身をも申付申候様中にも其の出色は分り申事と
存候得共年来致し候にて私は左様にも致候所へ
御申し可申候得共何ひにて身住申候へとも入申候様
太夫殿申し出候て候は見とも申候へとし仰申し有候由
とうそ申したく存候今日の御祝儀の御礼申度存候
下候と存其を出し包に而花生に梅積置候を

紙に包みて置き申候て下され候と申し遣わし候て十郎殿へ
此申し候へは対の御此銚子に御揃被成候て出し十郎殿事の
亡父と御母様も御出来候故御満足被成て十郎殿へ下
門出の祝儀に立身の此御負柳樽を御取被成候事

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan